

試驗場記事

染物製造の發展と共に、染料の輸入に絶えず... 染料の製造は、原料の精製、染料の合成、染料の精製、染料の精製、染料の精製...

等である染料を造るに如何様の手段を要するも... 染料の製造は、原料の精製、染料の合成、染料の精製、染料の精製、染料の精製...

井筒印洗曹達

井筒印 洗曹達ハ 他ノ不純物ナレ
井筒印 洗曹達ハ 他品ヨリ目方多シ
井筒印 洗曹達ハ 夏季ニテモ解ケル事ナレ
井筒印 洗曹達ハ 以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ
他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印 洗曹達ハ 市内到ル所ノ染物店及荒物
店ニアリ若無之節ハ製造場へ御注文被下候
井筒印 洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所



井筒洗曹達製造所

京都染物同業組合月報

公 示

公示第十五號
左記ノモトに、京都染物同業組合、此旨公示ス
大正五年七月廿五日

京都染物同業組合
組長 石田喜兵衛
同 員 北岡 文子
同 員 河村 文子
同 員 小島 廣一
同 員 吉田 正男

公示第十六號
左記ノモトに、京都染物同業組合、此旨公示ス
大正五年七月廿五日

京都染物同業組合
組長 石田喜兵衛
同 員 北岡 文子
同 員 河村 文子
同 員 小島 廣一
同 員 吉田 正男

雜 錄

○植物染料の改良... 京都染物同業組合、此旨公示ス
大正五年七月廿五日

京都染物同業組合規約
第一條 京都染物同業組合は、京都府内に於て、染物製造業を営む者により組織せらるるものとする。
第二條 京都染物同業組合は、京都府内に於て、染物製造業を営む者により組織せらるるものとする。
第三條 京都染物同業組合は、京都府内に於て、染物製造業を営む者により組織せらるるものとする。

第七條 京都染物同業組合は、京都府内に於て、染物製造業を営む者により組織せらるるものとする。
第八條 京都染物同業組合は、京都府内に於て、染物製造業を営む者により組織せらるるものとする。
第九條 京都染物同業組合は、京都府内に於て、染物製造業を営む者により組織せらるるものとする。

たると該店員は生地買先に托し、種加工をな
しむる時は從前直段より少を安く種りたる
就き生地買先なる岡町豐直次郎に委託し居
りて答へたり而して該店の出入帳方は金山
兵衛氏なれば岡氏は其の正買最低價格標準
違反せる疑ひあるに就き調査の上處分せら
るゝなしと云ふにあり

部役員會は之を察れ中村市次郎店に就き調査
することゝし調査委員仲志茂岡吉外内務元次郎
伊藤外男の三氏該店へ出張し店員に就き生地
先にて種加工を依頼すれば從前より安價に出
ることを請ふたるとあるやに就き質問し
るに奥州節一定聯錢の八掛にて應ずるものあ
ることを話したるは事實にして生地買先のは
直次郎なることを答へられたり尙ほ金山兵衛氏
氏は現に中村店の品たる奥州節百四十疋を岡
より受取られたるの事實あり依て更に金山兵衛
氏代りに就て調査せしに種注文品は中村
次郎のものなるや否やは知らず、直次郎より岡
に種注文せられたるものと信するは勿論工資は規
定の請求をなし居るものなれば決して違反せし
ものにあらずと答辨せるも信じ難し

尙ほ其規約として現今出入するものゝ外新たに
同業者の注文主より種注文を受けざることに約
しあるに拘はらず其後金山氏は中村市次郎店
より直接注文を受け居れり之れ亦違反行爲なり
伊藤外男、内務元次郎より再び追申請をなしか
り依て調査委員は更に金山氏を召喚し取調べか
るに中村市次郎店より種生地を受取りたること
あるは事實なり然れども該品は豐直次郎より現
品は中村店に出し置きあれば持ち歸るべき事を
命ぜられたるに依り受取りたる迄なり故に中村
店とは没交渉なり故に別に此際前出入者に應答
する必要を認めざるなりと答へたり

於是調査委員會は左の決議をなしたり

一 金山氏へ規定ノ工資ニテ請負ヒタリト申立
ヲルモ中村店ニ於テ參錢ノ八掛ニテ生地買
先へ委託シタリト證言セリ部ノ標準ハ五錢
六厘ナルニ八掛トスルハ部ノ式據四厘ニ

直米郎ヨリ指示スル處ナリト陳スルモ該
トノ取引關係者ハ伊藤外男、内藤元次郎兩
氏ノ外アラヤル處ナリ特ニ兩氏ト交渉米
解決中ナルヲ知リナカラ假令指示セラレ
テトテ斯カル紛ハシキ行爲ヲ採ルハ、ハ
同業者間ノ德義ヲ無視スルモノトス
依テ規約第七、第八、第九の三條に相當する違反行爲
者として違約金七拾五圓を科すると相當とする
に就キ其處分實行を組合組長に申請せり
於是組合は始終の事實を綜合するに其違反行爲
たる證據明瞭を欠クと認め改めて瀧直次郎、中
村市次郎兩氏に左の照會をなし各其答書を求め
たり

中村市次郎ニ對スル質問
一 貴店ハ種物織方トシテ出入セル伊藤外男、
内藤元次郎ハ今ニ種注文ヲ受ケ居ル織方ナ
ルヤ
一大正五年四月中種物部調査員トシテ貴店ヘ
出張セル仲志茂留言外ニ對シ生地買入先ノ
手ヲ經テ種リ上ケキス場合ハ種賃參錢ノ八
掛ヲ以テ應スルモノアリ依テ買入先瀧直次
郎ニ依頼セラレタキ趣モ實際瀧直次郎ハ參
錢ノ八掛ヲ以テ其周旋ヲ請シタルモノナル
ヤ
一 金山種工場ヘ四月上旬貴殿ヨリ渡サレタル
種生地ハ貴店ヨリ直接注文セラレタルモノ
ナルヤ

右に對シ左の通り答辯せられたり

答 書
一 伊藤外男氏及内藤元次郎氏兩人ノ取引ハ大
正五年三月迄セシモ以後ハ右兩人ノ出入ヲ
拒絕セリ故ニ三月後ハ職人ノ出入ナシ
一 種代參錢ノ八掛トカ四錢ノ九掛トカ謂ヒシ
ハ世間ノ風説ヲ話シタル迄ニテ金山種兵衛
氏カ之ニ應スルト云ヒシニハ無之候
一 金山種兵衛氏ニ種品ヲ渡シタルハ瀧直次郎
氏ノ命ニ因リ渡シタリ故ニ之ヲノ種賃ハ支
拂ヒタルコトナシ
右之通り證明旁答辯ス
本瀧直次郎氏に對する質問
中村市次郎

[illegible]

は工場法の適用を除外する。但し農商務大臣の定むる原動機を用ふる者は此限りにあらず。

菓子、飴、又は麵類の製造△寒天、氷菓類、水豆腐、湯葉、麵類又は蘇の製造△清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、酢、醬油、又は味噌の製造△行々、麴、籠、和傘、又は他の杞柳、籬、竹、蔴、經木、蓼、蕈、又は藁の手工品△アダン、バナマ、又は之に類する物を以てする帽子其他の物の編製△扇子、團扇、和傘又は提灯の製造△紙、絲、綿竹、又は布帛を主たる材料とする玩具又は造花の製造△型紙、紙、箱、元結、又は水引の製造△被服、足袋其他の布帛類の裁縫手工に依る組糸の編製△刺繍、レース、パテンレース又はドローシウオートの業

第二條 職業法の適用を受ける工場に就ては工場法の適用を除外す

第三條 左に掲ぐる事業を營む工場は工場法第一條第一項第二號に該當するものとす

毒劇物又は毒劇藥の製造△動物の剥製△金屬の熔融又は精煉△水銀を用ふる計器の製造△鑄物の製造△火藥爆發又は加工品の製造又は取扱△塗料又は顏料の製造△エポキシ樹脂の製造△熔材を用ふるゴム製品の製造△脂肪油の精製△熔材を用ふる油脂の採取△オイル油の製造△香油の釀造又は精製△乾燥油又は熔材を用ふる振紙布又は防水紙布の製造△磁器又は新又は水素瓦斯を用ふる事業△金屬骨角又は貝殼の乾燥△硝子の製造△磨蝕砂状又は織物又は編物の起毛△製棉△麻の使解△其他農商務大臣の命令を以て指定したる事業

第一章 職工又は遺族の扶助

第四條 職工業務上負傷し疾病に罹り又は死亡したる時は工業主は當該職工の重大なる過失によることを證明したる場合を除くの外本條の規定により扶助をなすべし但扶助を受けるべき者民法により同一の原因につき損害賠償を受けたる時は工場主は扶助金額より其金額を控除することを得

前項扶助の義務は前段の定めある場合を除くの外職工の解雇によりて變更せらるる事なし

第五條 職工負傷し又は疾病に罹りたる時は工業主は其費用を以て療養を施し又は療養に必要な費用を負担すべし

第六條 職工療養の爲め勞務に服すること能はざるに依り賃銀を受けざる時は工業主は職工の療養中一日に付賃銀二分の一以上の扶助料を支給すべし但し其支給額引續き三月以上一箇月以上支給する時は賃銀額を賃銀三分の一に減

左の各號の一に該當する程度の身體障害を存する時は工業主は左に掲ぐる區別により扶助料を支給すべし

一、終身自用を便すること能はざるもの賃銀百七十日分以上

二、終身勞務に服すること能はざるもの賃銀百五十日分以上

三、從來の勞務に服すること能はざる者健康舊に服すること能はざる者又は女子の外貌に醜痕を残したる者賃銀百日分以上

四、身體を害し其身體舊に服すること能はざる者賃銀三十日分以上

第八條 職工死亡したる時は工業主は遺族に賃銀百七十日分以上の遺族扶助料を支給すべし

第九條 職工死亡したる時は工業主は葬祭を行ふ遺族に十圓以上の葬祭料を支給すべし

第十條 遺族扶助料を受くべきものは職工の配偶者となす

配偶者なき場合に於て遺族扶助料を受くべき者は職工死亡當時之と同一の家にありたる職工の直系卑屬又は直系尊屬と其順位は親等の近きものを先にし卑屬と尊屬と相同じき時は卑屬を先にす

第十一條 前條第二項に定めたる同順位者の間に在りては其順位は左の規定による

一、職工の家督相続人又は戸主は之を他の者より先にす

二、男は之を女より先にす

三、直系卑屬については男子は女の間にあつては嫡出子を先にし嫡出子庶子及び私生子の間にあつては嫡出子及び庶子は女と雖も之を私生子より先にす

四、前二項に掲ぐる事項につき相同じきもの間、次に於ては年長者を先にす

第十二條 第十條の規定に該當するものなき場合に於ては左に掲ぐる者の内一人に遺族扶助料を支給すべし但し職工の遺言又は工業主に對して爲したる指定の中にて左に掲ぐるものの中一人を特に指定したる時は之に準ず

一、職工の家督相続人又は戸主

二、職工の兄弟姉妹にして職工死亡當時之と同一の家に在りたる者

三、職工の親族又は職工と同一の家に在る者にして職工死亡當時其收入により生計を維持する者

第十三條 第六條の規定による扶助料は毎月一圓以上之を支給すべし第五條の規定による費用を本人に支給する場合亦同

割位ノ増減ナルヤ
 一大正五年四月上旬金山縣兵衛店員ナシテ中
 村市次郎ヨリ生練品ヲ受取ラシメラレタル
 理由
 一 中村市次郎ヨリ受取ラシメラレタル生練品
 ハ何程コレヲ其練賃ハ何レノ店ニテ支拂ハ
 レタルヤ
 一 拜啓五月二十七日附御照會事項左記御回答申上
 候條此段御了承被下度候
 一 當店ハ新町跡小路上ル金山縣兵衛氏ニ練注
 文ヲナス外他ニ出入者ナシ
 一 金山練工場ニ對スル練工資ハ大正五年三月
 改正工資ニ依リ支拂與レトノ交渉ニコリ之
 許容シ居レリ
 一 金山練工場員ナシテ中村商店ヨリ練品ヲ受
 取ラシメタル事實相違ナシ右ハ最初生ノ練
 賣却シタヘモノナルモ後店ヨリ練込ニシテ
 買受ケタメ希望ニ應ジニ隨ヒ便宜上受取
 方ニ依續シ持歸ラシメルモノナリ
 中村商店ヨリ受取ラシメタル練上品ノ工資
 ハ無論當店ヨリ四月節ヨリ支拂ヒナ爲シタ
 右の通りに候
 一 以上ノ事實によれば別段通説を認むべきもの
 きが如きも未だ組長に於て決定未済のものな

井筒印洗曹達

井筒印 洗曹達ハ 他ノ不純物ナシ

井筒印 洗曹達ハ 他品ヨリ目方多シ

井筒印 洗曹達ハ 夏季ニテモ解ケル事ナシ

井筒印 洗曹達ハ 以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ

他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ

井筒印 洗曹達ハ 市内到ル所ノ染料店藥店及荒物

店ニアリ若無之節ハ製造場へ御注文被下候

井筒印 洗曹達ノ製造場ハ

三條通千本西入上ル小倉町

井筒洗曹達製造所

組業同物染都京

第一章 總則

第一條 職工ハ當工場ノ業務ニ關與シ其技術ヲ施ス
モノヲ云ヒ左ノ二種ニ區別ス

一 普通職工
一 兄習職工

普通職工トハ專門ノ技術ヲ有スル貳拾壹歳以上四拾歳迄ノモノニシテ京都染物同業組合ノ職工徒弟取締規程ニ據リ職工証票ヲ所持スルモノヲ云フ

兄習職工トハ工場主又ハ職工長ニ師事レ一定ノ期間中技術ノ練習ヲ目的トスルモノヲ云フ

第二條 職工ハ一定期間ノ雇傭契約ヲナレ其義務ヲ終了スルモノトス

第三條 職工ハ工場主又ハ職工長ノ命シタル一定ノ場所ニ於テ指定ノ業務ニ従フヘシ

第四條 職工ハ工場規定ヲ遵守シ誠實ニ業務ニ従事スヘシ

第五條 職工ハ命セラレタル業務上ノ責任ヲ全フスヘシ

第六條 職工ハ命セラレタル業務ニ對シ異議ヲ申出デサルハ勿論指定ノ期間内ニ完成スルヲ要ス

第七條 職工ハ工場主又ハ職工長ノ許可ヲ得サル機械器具又ハ原料ヲ自儘ニ使用レ或ハ工場外へ搬出入スヘカラス

第八條 職工ハ工場及業務上ノ秘密ニ屬スヘキ事項ヲ他ヘ漏洩シ或ハ漏洩セシムヘカラス

第九條 職工ニシテ業務上怠慢或ハ故意ヲ以テ工場主ニ損害ヲ與ヘタルキハ其損害高ノ全部ヲ辨償セシム

第十條 職工ニシテ雇傭契約ヲ履行セス之レカ爲メニ損害ヲ與ヘタルキハ工場主ノ指示セル賠償ノ責ニ任スヘシ

第二章 職工心得

第十一條 職工ハ工場内ニ於テハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一、時間ヲ勤行シ遅刻早退スヘカラス

二、工場主又ハ職工長ノ指揮命令ニ從ヒ業務ニ精勵スヘシ

三、就業時間中許可ヲ得ス外來人ヲ誘導シ又ハ面會スルヲ得ス

四、就業時間外許可ヲ得スレテ工場内ヲ出入スヘカラス

五、風紀ヲ紊スヘキ行爲又ハ其恐アル書籍及雜誌

補給費見入ノ希望ニ依リ解給スルハ其ノ事
 チ調査シ正當ノ理由アル者ハ解備スルコトアルヘシ
 第廿二條 雇傭契約中ト雖モ工場規則ニ背キ又ハ成
 業ノ見込ヲ失ヒテ認ムルモハ解備スルコトアルヘシ
 第廿三條 見習職工ニシテ雇傭契約期間ヲ終了シタ
 ルモハ工場主ニ於テ自活ノ方法ヲ授クルモノトス
 第四章 就業休憩時間及休日
 第廿四條 就業時間ハ普通職工ニ於テハ拾四時間拾
 五歳以下ノ見習職工女子職工ハ拾貳時間以內トス
 但シ始終時間ハ日ノ長短ニ依リ之ヲ定ム其都度
 之ヲ揭示スヘシ
 第廿五條 休憩時間ハ左ノ通りトス
 一 午食後 壹時間
 一 隨時拾五時間ツ、壹回
 第廿六條 休日ハ左ノ通りトス
 一、毎月壹日、拾五日、三大節、私祭、一般習慣ニ依
 ル休日 但シ壹日拾五日ハ就業ノ繁閑ニ依リ時
 日ヲ變更スルコトヲ得ル
 第五章 給與
 第廿七條 職工給ハ本人ノ希望ニ據リ月給日給ノ二
 法ニ依リ左ノ通り授受ス
 一、支給額ヲ定ムルニハ本人ノ技術ヲ標準トシ給
 與ス
 一、月給ハ通貨ヲ以テ毎拾五日及月末之ヲ支給ス
 一、職工カ自己ノ都合上欠勤壹日以上ニ及フキハ
 其以上ノ分ニ對シ月額ヲ三十分シタル額ヲ日
 數ニ應ジ扣除ス
 一、日給ハ通貨ヲ以テ毎月拾五日參拾日ノ二回其
 就業日數ニ依リ支拂サナスヘシ
 一、遅刻早速退分間以上ニ及フ者ハ一時間ヲ又三
 時間以上ニ及フ者ハ半日間ヲ賃金ヨリ扣除ス
 一、就業時間ニシテ廿分間以上ノ延期ニ及フキハ
 一時間又三時間以上ニ及フキハ半日分ノ賃金
 額ヲ増加ス
 一、日給月給ヲ論セス前渡或ハ一時貨ヲ許サス
 第廿八條 見習職工ハ左ノ範圍ヲ以テ月手當金ヲ支
 給スルモ衣服料雜費ヲ左ノ通算定シ扣除シタル殘
 額ヲ給ス
 一、年齢拾參歳以上拾五歳迄支給額金
 控除額食料金
 被服外雜費金

上之準ニ據ルハ、貯蓄金ニ達セシメ預入ルヘシ
 第五條 兄習職工ノ貯蓄金ニ關シテハ工場主ハ其
 預入金額ト同等ノ金額ヲ補正シ預ケ入ルベシ
 第六條 職工ニシテ年末賞與臨時賞與ヲ受ケタル
 時ハ其半額ヲ貯金預入シタルトスヘシ
 第七條 貯金ハ工場主ノレカ取扱ツナシ其工場最
 近ノ郵便局ヘ預ケ入ルモツトス
 第八條 貯金通帳ハ本人ノ名義トスルモ通帳ハ工
 場主ノ保管スルモノトス
 第九條 貯金ハ左ノ事項アリニアラサレハ引出ス
 ヲ得ス
 一、職工ノ死亡又ハ解僱ノ場合
 二、職工カ一ヶ月以上ニ泊リテ歸郷スル時
 三、職工カ婚禮又ハ葬儀ヲ行フ費用ヲ要スル時
 四、天災地變又ハ家族ノ困厄ヲ生セシ時
 第四十條 職工ノ死亡又ハ契約満期ニ依テ解僱スル
 場合ノ外ノ拂戻請求ハ必要ナル實費額ヲ明記シ引
 出ノ申出ヲナスモノトス
 第四十一條 職工ニシテ雇入契約ニ違背シ又ハ職工
 ノ責ニ歸スベキ事由ニ依リ解雇セラル、場合ニ於
 テハ職工ノ貯金中ヨリ工場主ノ給與ニ係ル額面ヲ
 控除ス
 第四十二條 職工ノ契約証書ハ左ノ雛形ニ據ル
 (見習職工ハ左ノ通)
 雇傭契約證書
 本人 年 氏 名
 年 月 日 生
 右之者貴殿ト 業修業契約仕候ニ就テハ貴工場
 規定ハ勿論左之條項遵守可致候事
 一、本人修業ノ年 年 月 日 迄トス
 年 月 日 迄トス
 一、年限内ハ貴殿御規定ノ休暇日ヲ除ク外缺勤スル
 事無之ハ勿論ニ候ヘ共萬一本人何某ニ於テ不得
 止事故ノ爲メ日數ノ缺ク七日以上ニ及フ時ハ
 契約満期後引續キ補充致サセ候事
 但シ徵兵服務ハ此限ニアラス
 一、本人何某ニ於テ修業契約年限中ハ貴殿ヨリ無
 報酬ニテ業務ヲ御教授被下候ニ就テハ契約期限
 中ハ業務勉勵仕候ハ勿論諸事御指揮ニ從ヒ正實
 ニ服務可致候事
 一、本人何某ニ於テ前項ニ背キ又ハ不品行ノ所爲有
 之カ其他規則ニ背キ若ハ授業上御見込無之ト御
 認メ上ハ契約年限中此ノ契約ヲ解除セテ

工 場 規 則

組員ハ此規ニ準據シ各工自場
規則ヲ設ケ組長ノ認可ヲ受ケベシ

他工場ノ面目ヲ毀損スル行爲アルヘカラス
十一、寄宿職工ハ午後拾時以後許可ナクシテ外出
スヘカラスハ勿論外泊スヘカラス
十二、危險又ハ衛生上有害ナル場所ヘ立寄ルヘカ
ラス
十三、他ヲ煽動教唆シ不穩ノ行爲ヲナサシメ又ハ
之ニ附和雷同スヘカラス
十四、給與品貸與品其他操業品ヲ整頓シ紛亂セシ
ムヘカラス
十五、金錢物品ノ貸借ヲナスヘカラス
十六、就業時間外ハ學術ノ研鑽ニ力ムヘシ
第三 章 雇入及解雇
第十二條 普通職工ハ年齡貳拾壹歲以上四拾歲以下
ノモノニシテ一定期間ノ雇傭契約ヲナシ就業セシ
ム但レ規定ノ年齡ニ達セスト雖モ技術優秀ノモノ
ニシテ親權者又ハ後見人ノ同意ヲ得テ契約ヲナス
モノハ此限リニアラス
第十三條 職工志願者ハ二名以上ノ保証人ヲ立テ得
ルモノニシテ醫師ノ健康診斷書ヲ添ヘ申込ムヘシ
但工塲主ニ於テ其必要ヲ認メサル者ハ此限ニア
ラス
第十四條 職工ニ採用シタルキハ本工塲ノ規則ヲ承
認セシメ規定ノ契約書ヲ差出サシム
第十五條 雇傭契約ノ期間ハ工塲主ト職工又ハ職工
ノ親權者後見人ノ隨意契約トス
第十六條 雇傭契約期間中工塲主ノ承諾ヲ得ルニ
テサレハ他ノ同業工塲主ト雇傭契約ヲナスヲ得ス
第十七條 見習職工ハ年齡拾參歲以上ノモノニシテ
親權者又ハ後見人ノ保証アルモノニ限ル
第十八條 見習職工ノ雇傭期間ハ年齡拾參歲以上貳
拾 歲迄ノケ年トス
但レ採用當時ノ年齡ニ準シ伸縮スルヲ得ル
第十九條 見習職工ハ左ノ期間ニ分テ教習ヲ受シム
一、初期ニ三年ノ業務ノ初歩及庶務ノ見習餘暇普
通學
一、次期ニ三年ノ簡易ナル方法ヨリ工程ノ順序其
他業務補助餘暇普通學
一、三期ニ三年ノ實地練習及取引上ノ實務餘暇普
通學
第二十條 見習職工採用手續ハ普通職工ノ例ニ依ル
第二十一條 雇傭契約ヲナタル後ニ於テ本人又ハ親

徵レ左ノ事項ニ該當スルモノアルハ増給又ハ特別賞ヲ附與ス

一、技術拔群ニシテ精勤ナルモノ支給額ノ二割ヲ増加ス

一、品行方正ニシテ勤勉ナルモノ支給額ノ一割ヲ増加ス

一、業務上ノ發明又ハ改良ヲナシタルモノ一時金五百圓以下ノ特別賞

一、他ノ模範トナルヘキ行爲アルモノ五十拾圓以下ノ臨時賞與又ハ年末賞與

第六章 扶助

第三十條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスレテ業務上疾病ニ罹リ負傷シ又ハ死亡セシ時ハ扶助料ヲ給ス

第卅一條 扶助料支給ノ方法ヲ左ノ通り定ム

一、職工ニシテ負傷又ハ疾病ニ罹リタル時ハ其全癒スル迄ノ療養費ヲ負担スト雖モ三ヶ年後尙全癒セサル時ハ一時支給トシテ賃金ノ百七拾日分ヲ附與シ一切ノ扶助ヲ打切ルモノトス

二、職工療養ノタメ勞役ニ服スルヲ能ハサル時ハ三ヶ月間ハ其受クル賃金ノ半額ヲ三ヶ月以後ハ三分ノ一ヲ給ス

三、職工ニシテ負傷疾病ノタメ終身自用ヲ辨シ能ハサルモノ、二終身勞働ニ服スルヲ能ハサルモノ、三從來ノ勞務ニ服スルヲ能ハサルモノ、四健康舊ニ復セサルモノ、五外貌ニ醜痕ヲ殘セルモノ、六身体ヲ傷害シ舊ニ復セスト雖モ從前ノ勞務ニ服シ得ルモノ

四、以上ノ各項ニ該當スルモノハ工場法施行令第七條ノ規定ニ準シ扶助料ヲ給ス

五、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡シタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ヲ其遺族ニ給與ス

第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月拾五日卅日ノ二回トス

第七章 貯金管理

第卅三條 職工ハ其月ニ受クル工賃ノ百分ノ二以上ノ貯金ヲナスヘシ

第卅四條 職工ノ貯蓄金額ニシテ端數ヲ生スル時ハ工場主ニテ補正シ圓立ニ爲シ給與ス

右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
大正 年 月 日
住所 本人
保証人(二名)
何 某 殿

(普通職工ハ左ノ通)
雇傭契約証書
住所 本人
年 氏 名
大正 年 月 日

今般貴工場ニ於テ
項確守可致候事
一、就業契約期限ハ大正 年 月 日迄トス
一、契約期限内ハ貴工場ノ規則ヲ遵守シ違背不仕候
ハ勿論ナリト雖モ若シ規則ニ抵觸スル行爲アル
時ハ解約申渡サル、モ異議無之候
一、契約期間中ハ誠實ニ就業仕リ命セラレタル業務
ヲ半途ニシテ退場スル如キ行爲ハ一切仕ラス候
一、就業中自己ノ過失ニ依リ不上リ品ヲ製シ或ハ生
地ヲ汚損シタル場合ハ其損害高ク貨金中ヨリ扣
除セラル、モ異議ナク候
一、就業上必要ナル器械器具ノ貸與品ヲ自己ノ怠慢
ヨリ毀損セシメタル時ハ現品又ハ相當代金ヲ以
テ之ヲ辨償仕候
一、契約期間中自己ノ受クベキ貨金ノ内ヨリ規定ノ
貯金ヲナシ其通帳ノ保管ヲ委任スルハ勿論之ヲ
担保トシテ他ト貸借關係ヲ生スル如キ行爲ハ仕
ラス候
一、契約期間中解約ヲ申出テ又ハ解約ヲ命セラレタ
ル當時ハ勿論其後ト雖モ自己ノ行爲ヨリ生シタ
ル損害ト認メラレタル事項ヲ發見セラレタル場
合ハ直ニ之レカ辨償ノ責ニ任スベク候
一、保証人連署確約仕候也
大正 年 月 日
住所 本人
保証人(二名) 何 某

書はすものを用ひねばならぬ又若しも全
 色合の異なるものを以て上掛するときは其
 色合は却つて弱きものである
 例令直接木綿染料にて最初緑色の地染をな
 し之に緑色の鹽基性染料にて上掛をなしな
 るものは青或は緑の地染に黄色の鹽基性染
 料を上掛したるものより其色合は比較的堅
 牢なるが如し
 直接木綿染料の地染に鹽基性染料の上掛をなす
 には實に以上の如き利益があるが其方法は唯直
 接木綿染料にて染めたるものを更に鹽基性染料
 の溶液或は溫浴液中に繰返すのみ尤も鹽基性
 染料は天に染斑を表はし易きを以て此場合は其
 鹽浴中に少量の醋酸或は明礬を添加せねばな
 らぬ然し其地染が酸に弱き色であれば此法に依る
 ことは多少の故斯る場合は染料の溶液を少許宛
 幾回にも分ちて鹽浴中に注加するが宜しい此の
 上掛には如何なる鹽基性染料も應用せらるれど
 もインドインプルーばかりは此方法にて染色せ
 ることは出来ぬ何故なればインドインプルーに
 對しては媒染の作用がないからである故に直接
 木綿染料の地染に此インドインプルーを上掛け
 したる紺色はモンシロ吐酒石の下漬をなしイン
 ディンブルーにて染たる紺色より其色力が遙に
 弱いものである
 茲に直接染料の地染に鹽基性染料の上掛をなす
 に就て心得べきことを述べやう

一、直接染料にて地染をなす時其染料浴中に鹽基性染料は多量の食鹽を添加したる場合は鹽基性染料の上掛をなす前充分の水洗をなさず寧ろ軽く水洗するを宜しとす

二、硫酸曹達を用ひて直接染料の地染をなしたるものは寧ろ別に水洗せず唯充分絞り上げたものみにて直に上掛染料中に移し染色するが宜し

三、此の上掛法は次の如くして一層堅牢なる色合を得らるゝものである

此法は直接染料の鹽浴中に單寧酸を添加して染めるのである最も此場合には染料の密着と食鹽の外何物たりとも染料に添加してはならぬ即染料の溶液と食鹽とにて染料浴を作り此中に木綿百匁に付三匁五分乃至四匁五分の單寧酸を添加し普通の如く煮染をなし一旦放冷して後絞り上げ吐酒石一匁五分の冷液中に處理して次に鹽基性染料の上掛をするのである

又一旦直接染料の地染を終りたる後普通の如く單寧吐酒石の煤染を行ひ次に鹽基性染料の上掛をしても宜しい

四、直接染料にて地染をなし一旦金屬鹽類の後処理をなし後鹽基性染料の上掛をなす場合には斯に染浴を作らず其後處理液中に鹽基性染料を溶かし後処理と同時に上掛をなすのである

井筒印洗曹達

井筒印	洗曹達ハ	他ノ不純物ナシ
井筒印	洗曹達ハ	他品ヨリ目方多シ
井筒印	洗曹達ハ	夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印	洗曹達ハ	以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ
井筒印	他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ	
井筒印	洗曹達ハ	市内到ル所ノ染料店薬店及荒物
井筒印	店ニアリ	若無之節ハ製造場へ御注文被下候
井筒印	洗曹達ノ製造場ハ	

井筒洗曹達製造所

京都染物同業組合月報

公
a
示

公示第廿七號
左記ノモノノ徒弟名簿ハ登記セリ此旨公示ス

形彫部員藤井本作徒弟
石田喜兵衛
前田長武

左記ノモノ年期満了解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公
示ス

超長 石田喜兵衛
形形部員芝田義一 役 役員 辻零平太郎

左記ノモノ、爾今組合員ニ於テ儲使スルコトヲ停止ス

組長 石田喜兵衛

友仙部員西井克太郎
友仙部員中島生松全
三名義一
小島乙松
荒木其作

大正四年度組合經費收支決算及大正六年度組合

經費收支預算及賦課徵收方法ハ本月廿五日組合ニ於テ是認及議定セリ此旨公示ス
大正五年十一月廿五日

組長 石田喜兵衛

雜
報

○修業証書申請 組合員の徒弟にして本年中年

期満了のもの其惣善行者等あるときは本年中に當所へ証書下附の申請書差出されたし証書授與

式は例年の如く大正六年一月中に舉行す
○大正六年度豫算會讀 去る廿一日午後五時よ

り評議員會同廿五日午後五時より組合會を開き議案は前後會とも大正四年度の組合經費收支決

算報告及大正六年度の組合經費收支豫算に就き附議する所あり先づ決算に就ては收入の部に於

て以豫算金六千六百五拾七圓八拾壹錢四厘に對し實收金六千三百拾圓七拾九錢四厘にして決局

參百四拾七圓貳錢の減收となり其理由とする所は同年度に於て染料暴騰の影響を受け廢業と

假令不明者を生したるに歸因す支出に於ては實支出額六千百貳拾參圓六拾五錢豫算より減した

るこゝ五百參拾四圓拾六錢四厘にして差引百八拾七圓拾四錢四厘の餘剰を生じたり之れ實收入

の現況に鑑み支出に戒心を加へたる結果に依れり

大正六年度組合經費收支豫算は收入金六千八百
參拾四圓五拾四錢四厘にして之を大正五年度の

豫算に比すれば、參百五拾圓六錢八厘を減したる之れ前年度剰餘金の減少より生じたる結果にじ

て組合費の増減に關係せざるものとす故に支出豫算も之に準じたる減少をなし不急の事業費

科目	豫算額	決算額	増減	備考
第一欸 組合經費	六,一八四、四〇〇	六,一八四、八〇〇	三三〇、六〇〇	
一項 等級割	五,九一九、四〇〇	五,九〇二、八〇〇	一三三、〇〇〇	一率金貳拾錢二萬八千四百十三率
二項 戶數割	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	〇	一戶貳拾錢二千五百十六戶
第二欸 雜收入	一三二、四四〇	一二四、九六〇	六九四〇	
一項 証票料	五〇,〇〇〇	六九、七五〇	一六、七五〇	組合員証票貳拾五錢二百四十一名及書換料
二項 代用品拂	五,〇〇〇	五,二二〇	二二〇	一枚拾錢八名分徒弟証一枚五錢百十四人分
三項 廣告料	五〇,〇〇〇	〇	五〇,〇〇〇	紙屑代參圓六拾錢下肥代參圓五拾貳錢
四項 繰越金	四八、四一四	五五、一二四	六、七一〇	
合計 金	六,一八四、八〇〇	六,一八四、七九〇	一〇〇、〇一〇	前年度繰越金及銀行預金利子

支 出		部		備 考
豫算額	決算額	比 率	校 校	
第一款 所費	二、九四〇、〇〇〇	二、八八一、三三三	七八、七五五	
一 項 印刷費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	通知書類一ヶ月六圓貳拾壹錢壹厘強平均
二 項 文具費	八、〇〇〇	八、〇〇〇	二、二六〇	筆紙器文具一ヶ月六圓八拾錢參厘餘平均
三 項 通信費	一、〇〇〇	九、四四〇	九、四四〇	電話使用料一ヶ月六圓八拾六圓
四 項 月報費	二、八〇〇	二、八〇〇	一、一〇〇	郵便電信貳圓五拾參錢七厘餘平均
五 項 諸給料	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一ヶ月五萬五千三百枚一枚五厘
第二款 雜給費	二、九四〇、〇〇〇	二、八八一、三三三	七八、七五五	理事書記使了各月俸

一項	組長報酬	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	—	一ヶ月報酬
二項	實費辨償	一三〇,〇〇〇	一四八,八〇〇	五,二〇〇	一ヶ月拾貳圓貳拾參錢參厘平均
三項	扶持費	二一〇,〇〇〇	一一〇,七〇〇	九,三〇〇	一ヶ月九圓貳拾貳錢五厘餘平均
四項	宿直賄費	五五〇,七五〇	三三,九〇〇	八,〇〇〇	書記使丁一同拾錢延日數五百三十九日分
五項	賞與費	二四〇,七五〇	一五九,七〇〇	〇,〇〇〇	各職員使丁賞與金
第三款	需用費	二五八,〇〇〇	一一九,〇一〇	八八,九八〇	
一項	備用品費	一〇〇,〇〇〇	七七,四三五	一一,三五五	一ヶ月七圓貳拾八錢九厘餘平均
二項	點燈費	六〇,〇〇〇	四七,九二〇	一一,〇九〇	一ヶ月參圓九拾九錢參厘弱平均
三項	消耗費	一四八,〇〇〇	一一〇,六八〇	三三,三二〇	一ヶ月拾圓五錢五厘平均
四項	修繕費	五〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	所内外各事平均

五項	總費	18,000	18,000	〇	18,000	〇	八、七五〇	所引外名前額
六項	保險費	3,000	3,000	〇	3,000	〇	八、〇〇〇	一ヶ月拾一圓貳拾六錢九厘強平均
七項	旅費乘車費	2,000	2,000	〇	2,000	〇	三、七五〇	保險金壹萬五千圓ニ對スル火災保險料
第四款	營業費	1,000	1,000	〇	1,000	〇	二〇、八〇〇	一ヶ月四圓六拾八錢五厘強平均
一項	博覽會費	3,000	3,000	〇	3,000	〇	18,000	開會二ヶ月百四拾壹圓拾壹錢平均
二項	聯合會費	110,000	110,000	〇	110,000	〇	18,000	一ヶ月八圓七拾參錢餘平均
三項	營業獎勵費	3,000	3,000	〇	3,000	〇	11,000	一ヶ月參拾九圓六拾六錢貳厘強平均

工業藥品譲リタシ
品名 顯色劑
デベロツバイエチ七十斤
右藥品御希望の方は當事務所へ申込みありたし

農商務大臣河野廣中閣下題字
京都高等工藝學校教授工學博士鶴卷先生題字
京都市立工業學校校長金子先生校閱

高橋新六著述

最新のもの
京染の實際

本書の内容に京染の一切を十七編八十章に分ちて學理と實際の兩面から縱横に解説して農商務大臣の題字に如示諸掌とあるように言文一致總體ふりかな附で委しく説明してあるから、如何なる初心の人でも成程と會得が行くのである。殊に本書の特色は從來の色染學の著書が單にかうすれば出来ると科學的に説明した様な無味乾燥なものではなく、出来損なつたらどうして直すか、出来損ひの原因は何であるか、そして其れは誰の責任であるかといふ事を明快に判定して練物屋と云はず染物屋と云はず糊置屋から茶染屋悉皆屋に至る迄あらゆる關係者に付いて是非得失を論じ京染の衰退を杞憂にあらずと斷したる點は京都染物同業者の頂門の一針であつて著者が學究でない丈に學者の未だ嘗て説明に指を染めた事のない方面から解剖的に評論を加へた空前の著述である殊に本書の著述に當りて京都市立染織學校長金子篤壽先生が親しく校閲の勞を取られ出版に際しては農商務大臣河野廣中閣下工學博士鶴巻鎮一先生が題字を給はつて本書を推奨せられたのであるから苟くも染染服に關係のある人は是非一讀せられたい、附録には取引上心得置くべき法律地方人の京染研究法等營業政策上必要の事項を掲げてあるから此の點にても是非一讀の要がある。

發行所
梨新商店

發行兼編輯人 高谷 恆次郎
發行所 京都愛物同業組合事務所

Table with financial data for the Tokyo Dyeing Industry Association. It includes columns for 'Income' (收入), 'Expenses' (支出), and 'Reserves' (積立). The table is divided into two main sections: 'Income' (收入) and 'Expenses' (支出), each with sub-sections for 'Income' (収入) and 'Expenses' (支出). The data is presented in a grid format with multiple rows and columns.

Table with financial data for the Tokyo Dyeing Industry Association. It includes columns for 'Income' (収入), 'Expenses' (支出), and 'Reserves' (積立). The table is divided into two main sections: 'Income' (収入) and 'Expenses' (支出), each with sub-sections for 'Income' (収入) and 'Expenses' (支出). The data is presented in a grid format with multiple rows and columns.